

# 仕 様 書

## 1 件 名

保育所等会計年度任用職員雇入時健康診断業務委託

## 2 委託業務の範囲

- (1) 雇入時健康診断受診票・問診票の作成
- (2) 雇入時健康診断の実施
- (3) 健診結果に基づく判定
- (4) 健診結果に係る報告
- (5) 健診結果、エックス線フィルム及び心電図記録の保存・管理

## 3 履行場所

受注者の健診施設内

## 4 対象者数及び受診予定者数

- (1) 対象者 千葉市公立保育所等会計年度任用職員雇用予定者
- (2) 受診予定者数 117人  
※過去の発注実績による。

## 5 検査項目

別紙1「検査項目」のとおり

## 6 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 7 業務の実施方法

### (1) 業務の事前打合せ

受注者は、受注決定後すみやかに、業務の実施方法及び内容の詳細等について、発注者と打合を行うものとする。

### (2) 健康診断の実施

ア 健康診断は、受注者の健診施設において、通年（概ね令和6年4月から令和7年3月末日までの間）かつ随時行うものとする。

イ 受診対象者は、雇用の都度、発注者から受注者に通知するものとする。

ウ 当日受診できなかった者の取扱いは、別途協議するものとする。

### (3) 健康診断に基づく判定

健康診断は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な

判定を行うものとする。

(4) 健康診断に基づく報告

ア 受注者は、本件委託業務の成果品として、別紙2「成果品一覧表」に掲げる物品を、同表に示す期間内に発注者へ提出しなければならない。

イ 受注者は、要精密検査に該当する者等であって緊急を要すると考えられるものについては、上記アの報告にかかわらず、ただちに発注者へ連絡するものとする。

(5) 健診結果、エックス線フィルム及び心電図記録の保存・管理

受注者は、健診結果、エックス線フィルム及び心電図の記録等を診療情報として関係法令に従って保存するとともに、履行期間経過後であっても、発注者の要請を受けたときは、これを貸し出せるようにしなければならない。

8 個人情報の保護

受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。

9 この業務に必要な経費、検査機材、備品及び消耗品等は、すべて受注者の負担とする。

10 その他

(1) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い発注者に報告するものとする。

(2) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行わなければならない。

(3) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

(別紙1)

## 検査項目

法定検査項目	問診	既往歴・業務歴の調査、自覚症状・他覚症状の有無
	身体計測	身長、体重、標準体重、体脂肪率、BMI、腹囲
	血圧測定	
	視力検査	
	聴力検査	(オーディオメーター 1000Hz・4000Hz)
	胸部X線検査	(直接撮影)
	肝機能検査	GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP
	血中脂質検査	HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、 中性脂肪(トリグリセライド)
	血糖検査	血糖値(空腹時)
	貧血検査	赤血球数、血色素量
	尿検査	蛋白、糖
	心電図検査	(安静時)
法定外	尿検査	ウロビリノーゲン
	血液一般検査	白血球数

(別紙2)

## 成果品一覧表

提出する一覧表	部数	提出時期	備考
1 受診者あて結果通知書	1部	受診日の翌日から土日祝日含めて14日以内 (14日目が土日祝日の場合には、翌営業日まで)	定期健康診断の結果については、既往歴、自覚症状、項目別の検査結果及び判定、総合判定、診察所見並びに注意指示事項を表示したものであること(様式は自由)
2 発注者あて結果通知者	1部	受診日の翌日から土日祝日含めて14日以内 (14日目が土日祝日の場合には、翌営業日まで)	記載内容については上記1と同様の ものであること